

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
11 月 18 日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定(環境政策課)……………一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………一

指定納付受託者の指定(高校教育課)……………二

○公告

柳井都市計画道路の変更の縦覧(都市計画課)……………二

一般競争入札の実施(建築指導課)……………二



山口県告示第三百六十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市野村南町四八三八の一の一部及び四九七六の一部

二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十

号から第十三号までの規定への該当

周南市野村南町四九七六の一部は、土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第三百六十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、県東部地域県立武道館(仮称)新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県東部地域県立武道館(仮称)新築工事

(一) 工事場所 岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上二階建	九、九〇七・八一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

2 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年十一月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が千六百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年十一月二十八日から同年十二月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十二月十日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第三百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

三菱総研DCS株式会社 東京都港区三田三丁目五番一九号

二 指定納付受託者に納付させる歳入

山口県立高等学校入学試験料(全日制課程及び定時制課程に限る。)(インター

ネットを利用して納付されるものに限る。)

三 指定の日

令和七年八月二十九日



(二一八) 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る柳井都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和七年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・二・一南柳井線

二 都市計画を変更する土地の区域

柳井市南町四丁目、南浜一丁目、南浜二丁目、南浜三丁目、南浜四丁目及び柳井

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和七年十一月十八日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画課

(二一九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

- (一) 工事名
県東部地域県立武道館（仮称）新築工事
- (二) 工事場所
岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内
- (三) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上二階建	九、九〇七・八一平方メートル

- (四) 工期
この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十八箇月間
- (五) その他
この工事は、契約締結後に施工方法等の提案（十一の（一）に基づく評価の対象となるべきものを除く。）を受け付けるV E方式の工事である。
- 二 工事概要書及び入札説明書等の配布
- (一) 場所
山口県入札情報ポータルサイト
- (二) 日時
令和七年十一月十八日から令和八年一月十五日まで
- 三 入札参加資格
入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和七年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (一) 共同企業体が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (二) 本工事の指定部分に係る見積書を提出した共同企業体であること。
- (三) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 政令第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

- 2 一に掲げる工事（以下「本工事」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

- 3 令和七年十一月十八日から令和八年一月二十七日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- 4 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十三第一項の経営事項審査を受けている者であること。

- 5 共同企業体でないこと。

- 6 本工事における設計業務の受託者でないこと。

- (四) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）として建築工事（延べ面積五千平方メートル以上の屋内スポーツ施設で、平成二十二年四月一日から令和七年十一月十八日までの間に完成したものに限る。）を施工した実績を有していること。なお、建築工事とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第十三号による建築物の新築、増築又は改築工事をいい、修繕、模様替又は移転等の工事を含まない。

- 2 建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、法第二十六条第五項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）で、直接的かつ恒常的な雇用関係（告示三（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書等の提出の日（以下「提出日」という。）以前に三月以上）があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。なお、法第二十六条第三項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

- (五) 共同企業体の代表者以外の者が法第二十六条第一項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）で、直接的かつ恒常的な雇用関係（提出日以前に三月以上）があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

- 四 設計図書の縦覧及び配布

- (一) 場所
山口県入札情報ポータルサイト

- (二) 日時

- 令和七年十一月十八日から令和八年一月十五日まで

- 五 契約条項を示す場所

- 山口県土木建築部建築指導課

- 六 入札の方法

この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。

七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部建築指導課

(三) 受領期限

令和八年一月五日午前九時から同月七日午後四時三十分

八 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札控室

(二) 日時

令和八年一月十六日午前十時

九 入札保証金

免除する。

十 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際の評価の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基

づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値（評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に履行確実点（五点）及び百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。ただし、入札価格が「山口県低入札価格調査実施要領」に規定する調査基準価格を下回った場合は履行確実点を〇点とし、評価値算定のための入札価格を調査基準価格として値（評価値）を算定する。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者となしない。

1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合

2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百十を乗じて得た値に満たない場合

3 入札金額によつては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると知事が認める場合

(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

十三 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類（告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2、3、7及び8に掲げる書類）を令和七年十二月三日午後四時三十分までに山口県土木建築部建築指導課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和七年十二月十日までに発送する。

1 誓約書

2 工事の施工実績について記載した書類

3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

5 総合評定値通知書の写し

6 特定建設業の許可通知書の写し

7 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

8 指定部分に係る見積書

- (五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。
- (六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (七) 契約保証金
契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (八) 契約締結後の技術提案
契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案（十一の（一）に基づく評価の対象となるべきものを除く。）をすることができ、この場合において、当該提案を適当と認めたときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。
- (九) 詳細については、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三ー三八三〇）に問い合わせる。
- 十四 Summary
(1) Division in charge of the contract: Architectural Guidance Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Construction name: New construction work of Yamaguchi prefectural martial arts gymnasium for the eastern area of Yamaguchi Prefecture (provisional name)
(3) Outline of construction: Reinforced concrete structure, two stories high
(4) Place of construction: (Main Address) 4 Kawanishi, Iwakuni City
(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Architectural Guidance Division, Public Works and construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City
(6) Time-Limit for tender : 4:30 P.M. January 7, 2026

別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値
-------	-------	----	-----

施工方法等の提案	高度な技術の提案	「木造アーチトラスの精度管理」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	24/76
		上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
		「鉄筋コンクリート造躯体の施工精度及び品質の向上」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	
		上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
		施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的な所見が記載され、かつ、その内容が適切であること。	4点	
		共同企業体の代表者が平成29年4月/日から令和7年//月/8日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	2点	
技術的能力等の条件	同種の工事の施工実績の有無	2点	2/6	
	ISO9001の認証の取得の状況	1点		
	ISO4001の認証の取得の状況	1点		
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1点		
	標準見積書の活用	1点		
	監理技術者の有する資格	1点		
監理技術者の施工経験の有無	2点	3/3		

令和七年十一月十八日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁